

# 罹災証明書（自己判定方式）について

## 【自己判定方式とは】

- ・被災者の方が撮影した写真から、家屋の損害が『準半壊に至らない（一部損壊）』（家屋全体の損害割合が10%未満）であることが確認でき、その判定結果に同意いただける場合は、自己判定方式により罹災証明書を交付できます。

- ・通常の家屋被害認定調査を実施せず、比較的早く罹災証明書の交付が可能となります。

## 【申請方法】

- ・罹災証明書申請書の「写真による被害区分の判定」欄の「□希望する」にチェック☑をしてください。

## 【必要書類】

- ・罹災証明申請書
- ・本人確認書類（運転免許証等）
- ・委任状（世帯主または同一世帯員以外の方が申請する場合）
- ・被害状況の写真 **※写真は必ず印刷したものを持参・提出してください**
  - ①家屋全景（遠景で周囲4面）
  - ②表札（近景）
  - ③被害箇所すべて（被害面積と程度がわかるように遠景と近景で撮影、できれば指差しやメジャーにより該当箇所を指定）

## 【一部損壊の代表例（目安）】

例1) 屋根瓦が一部破損した



例2) 外壁の一部にひびが生じた



例3) 基礎の一部にひび割れが生じた。



## 【注意点】

家屋以外（ブロック塀や住宅のフェンス、アンテナ、家財等）の被害については、罹災証明書発行の対象となりません。